

委員 長 報 告 書

さる 12 月 5 日の本会議において、本委員会に付託された、
請願第 4 号 水道料金は値上げしないことを求める請願について
請願第 5 号 公共下水道料金の値上げ中止を求める請願について
を審査するため、12 月 9 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも
賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告し
ます。

記

請願第 4 号の主旨は、令和元年 9 月定例会において、令和 2 年 4 月より
水道料金を値上げすることが可決されたところであるが、市民に更なる負
担を強いることがないよう、水道料金を値上げしないこと、及び施設再構
築計画の市民参加による見直しを行うことを求めるものである。

委員から、当局に対し、本市同様大滝ダムを水源とする川の表流水を使用
している自治体の水道料金について ただしがあり、月あたり 20 m³使用
における水道料金は五條市で 3,693 円、御所市で 3,765 円、櫃原市で 3,693
円、大和高田市で 4,363 円、本市での値上後の料金については 3,960 円で
ある との答弁がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、水道料金の値上げが決ま
っているが、困るといった市民の声は今でも多くあり、値上げしないで欲
しいということと、市民参加による当該計画の見直しを行うことが請願の
主旨であることから本請願に賛成する との討論がありました。

採択することに反対の立場から、値上げについては反対であるが、請願
主旨に記載している当時の市政運営については変えることはできないため、
現状における対策を考えることが大切である。また市民参加による当該計
画の見直しについて必要性は感じているが、9 月定例会において値上げが

決まっていることから本請願に反対する との討論がありました。

請願第5号の主旨は、消費増税が実施され、令和2年4月から水道料金が値上げされる中、公共下水道料金が値上げとなれば、さらに市民負担が増え生活に及ぼす影響も大きいことから、計画区域をはじめとする事業そのものを見直すことにより、公共下水道料金の値上げ中止を求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、請願主旨に記載している内容について納得できる部分はあるが、請願事項については、今後一切の値上げをしないという認識でよいか とのただしがあり、今後、市政の状況等が変化する中で、できるだけ値上げしない方策を考えていくべきであり、一切値上げしないということではない との答弁がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、今定例会に提案されている公共下水道料金の値上げにかかる条例改正案は本委員会において既に可決されているが、今回、本請願は値上げしてほしくないという市民の思いにより提出されていることから本請願に賛成する との討論がありました。

採択することに反対の立場から、本委員会において当該条例改正案が既に可決されており、人口減少や施設の老朽化など、本市を取り巻く環境が厳しくなる中で、値上げについて議論が必要であることから本請願に反対する との討論がありました。